

医療法人社団 葵会
介護老人保健施設葵の園・岡山福渡

安全推進のための指針

平成 26 年 12 月 1 日新規制定

令和 6 年 4 月 1 日改訂施行

事故発生の防止及び発生時の対応

①事故発生の防止のための指針

この指針は、介護老人保健施設 葵の園・岡山福渡における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

イ. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

職員は事故防止委員会において決定した事項を遂行すること。

職員は事故防止を考慮した手順を守ってケアを提供し、事故報告・ひやりはつと報告などの施設内の事故防止に関する取り組みに積極的に参加すること。また施設内の職員研修などで自らの知識・技術を高め、日々の業務を通じて気付いた改善すべき点等を積極的に提案するよう、心がけること。

ロ. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

事故防止委員会の設置

1. 委員会は次に掲げるもので構成する。
 - ・施設長（管理者）
 - ・事務長
 - ・看護師長
 - ・看護職員
 - ・介護職員
 - ・支援相談員
2. 上記職種より委員長を選任し、委員長は安全対策担当者を務める
3. 委員会は委員長が招集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
4. 委員会は、毎月 1 回の定例開催及び、委員長の判断による臨時会を開催する。
5. 委員会は実際の紛争対応にあたる紛争対応チームを内部に設ける。
紛争対応チームに関する規定については別に定める。
6. 委員長は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る。
7. 委員長は、委員会の内容を管理者に報告する。

ハ. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

委員会において、策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年 2 回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

二．施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的として改善のための方策に関する基本方針

現状の手順で不備があれば、委員会へと議題をあげ検討すること。

別紙、事故発生時の連絡経路・事故報告書の記入を参照。

ホ．介護事故等の対応に関する基本方針

別紙、事故発生時の連絡経路・事故報告書の記入を参照。

ヘ．入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は2F サービスステーションに常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、朝9時～夕5時までの範囲内で閲覧させるものとする。

ト．その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

別紙、事故の発生防止と発生時の対応策を参照。

②事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

イ．介護事故等について報告するための様式を整備すること

別紙、事故報告書・ひやりはっと報告書を参照。

ロ．介護職員その他の職員は介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、介護事故等について報告すること

報告手順等は、別紙、事故発生時の連絡経路・事故報告書の記入を参照。

ハ．③事故発生の防止のための委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること

二．事例の分析に当たっては、介護事故等の発生の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。

別紙、事故発生時の連絡経路・事故報告書の記入を参照。

ホ．報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること

ヘ．防止策を講じた後に、その効果について評価すること